

花粉情報の新基準について

東京都の花粉情報は、花粉情報標準化委員会における合意事項をもとに、一部都独自の取扱いを行ったうえで公表している。

2023年12月1日、日本花粉学会「花粉情報等標準化委員会」において、以下の内容が標準化された花粉情報として新たに決定されたため、2025年春からの都の花粉情報について検討を行う。

■2024年からの新基準（日本花粉学会「花粉情報等標準化委員会」）

①スギ・ヒノキ花粉の飛散開始日について

2日連続で1平方cmあたり1個以上になった初日を飛散開始日とする。週末や祝祭日によって数日（N日）の合計値の平均が1個以上になった場合も初日を飛散開始日とする。

②飛散終了日について

スギ・ヒノキの終了時期に、3日間花粉数がゼロだった場合最後に花粉が観測された日を「飛散終了日」とするが、その後2日連続で花粉が観測された場合はその最後の日を「飛散終了日」とする。

③花粉数（1平方cmあたり）のランクについて

少ない：10個未満

やや多い：10個～30個未満

多い：30個～50個未満

非常に多い：50個～100個未満

極めて多い：100個以上

■都の花粉情報（案）

①スギ・ヒノキ花粉の飛散開始日について

多摩地域では保健所の閉庁日分を等分していることから、これまでも等分処理で得られた値をもとに飛散開始日を判断していたが、新基準でも都と同様の取扱いをすることとなったため、新基準を採用することとする。

②飛散終了日について

これまでスギ・ヒノキの終了時期に、3日間連続して0が続いた最初の日の前日を「飛散終了日」としていたが、新基準を採用することとする。また、都では「飛散終息日」と記載していたが、「飛散終了日」の記載に統一する。

多摩地域では保健所の閉庁日分を等分していることから、飛散終了日にあたる日が等分処理を行う日と重なった場合、以下のとおり、等分処理で得られた値をもとに、その最後の日を「飛散終了日」とする。

- 3日間花粉数がゼロだった場合最後に花粉が観測された日を飛散終了日とするが、その日が等分処理を行う日と重なった場合

→等分処理を行った期間のうち、最後の日を飛散終了日とする。

- その後2日連続で花粉が観測された場合その最後の日を飛散終了日とするが、その日が等分処理を行う日と重なった場合

→等分処理を行った期間のうち、最後の日を飛散終了日とする。

【例】

日付	曜日		青梅
5/1	水		0.0
5/2	木		0.1
5/3	金	閉庁日	0.1
5/4	土	閉庁日	0.1
5/5	日	閉庁日	0.1
5/6	月	閉庁日	0.1
5/7	火		0.0
5/8	水		0.0
5/9	木		0.0
5/10	金		0.1
5/11	土	閉庁日	0.1
5/12	日	閉庁日	0.1

②5/2から5/6で等分処理を行った。
→5/6を飛散終了日とする。

①3日間花粉数がゼロが続いた。
→最後に花粉が観測された日を飛散終了日とする。

③飛散終了日が確定した後に、2日連続で花粉が観測された。
→最後に花粉が観測された日を飛散終了日とする。

④5/10~5/12で等分処理を行った。
→5/12を飛散終了日とする。

これまでの基準と新基準をもとに 2024 年春の飛散終了日を決定した表を以下に示す。

	スギ花粉		ヒノキ花粉	
	これまでの基準	新基準	これまでの基準	新基準
千代田	4月24日	4月24日	5月7日	5月7日
葛飾	5月1日	5月1日	5月3日	5月8日
杉並	4月21日	5月3日	5月7日	5月12日
北	4月20日	5月12日	5月7日	5月7日
大田	4月21日	4月21日	5月3日	5月3日
青梅	5月4日	5月12日	※	※
八王子	4月20日	4月21日	5月8日	5月8日
多摩	4月11日	5月12日	※	※
町田	4月18日	4月29日	5月4日	5月6日
立川	4月24日	5月12日	5月8日	5月8日
府中	4月24日	4月24日	※	※
小平	4月20日	4月21日	※	※

色付きセルは変更があった地点

※ 5月12日時点で終了日が確定していない地点

③花粉数（1平方 cm あたり）のランクについて

これまで東京都独自に「極めて多い：100 個以上」のランクを設定していたが、新基準でも都と同様のランクが設定されたため、新基準を採用することとする。